

1 ご家族登録制度および契約者代理制度

1 ご家族登録制度



ご家族登録制度とは、大切なご契約についてご家族がサポートできる制度です。

【ご家族登録制度の概要】

- ご契約者がご自身で契約内容を確認したいが、お問い合わせができないとき
→登録されたご家族の方が契約内容を確認できます。
(注)保険金などの請求や契約の変更手続きなどを行うことはできません。
- 当社から送付する各種手続きのご案内がご契約者に届かなかったときや、災害などでご契約者との連絡が困難となったとき
→郵便局または当社から登録されたご家族の方にご連絡します。
(注)転居などによりご契約者への郵便物が不着となった場合、登録されたご家族の方に郵便物を送付することはできません。
- ご契約者の財産の保護などを目的として、当社から登録されたご家族の方に対し、契約関係者などに関する情報を含めた契約情報やご契約者が行った請求内容などを開示することができます。
<例>
ご高齢のご契約者が解約などの請求を行った場合、当社から登録されたご家族の方あてに、ご契約者が行ったお手続きの内容を記載したお知らせを送付することがあります。

- 保険契約の申し込みに際しては、原則、ご家族登録制度のご利用をお願いしています。
- ご契約者は次の範囲内(◆)で1契約につき1人の方を、「登録ご家族」として登録または変更することができます。
- ご家族を「登録ご家族」として登録または変更するための保険料は不要です。
- ご利用に当たっては、本制度を利用することおよび会社が「登録ご家族」に関する情報を被保険者、保険金受取人および指定代理請求人へ開示する場合があることなどについて、「登録ご家族」の同意を取得していただく必要があります。
- ご利用に当たっては、本制度を利用することおよび会社が被保険者、保険金受取人および指定代理請求人に関する情報を「登録ご家族」に開示する場合があることについて、被保険者、保険金受取人および指定代理請求人の同意を取得していただく必要があります。
- ご契約者を変更する場合、あらためて「登録ご家族」を登録してください。
- 登録完了後に、「登録ご家族」に登録内容および契約の概要を記載したご案内を送付します。
- 「登録ご家族」の方もマイページに登録いただければ、マイページ上で契約内容を確認できます。

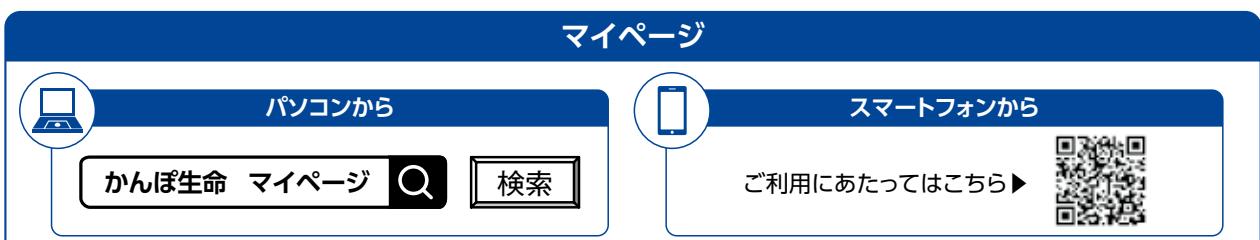
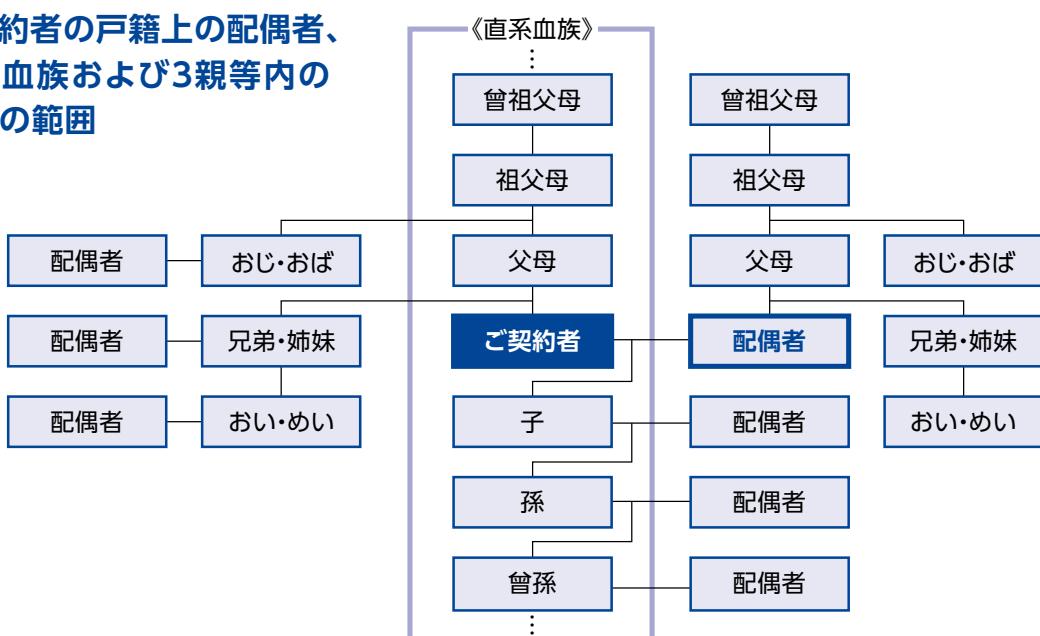
3

〔「登録ご家族」として登録できる範囲〕

いずれも日本国内にお住まいの方に限ります。

- ご契約者の戸籍上の配偶者
 - ご契約者の直系血族
 - ご契約者の3親等内の親族
 - 被保険者、保険金受取人、指定代理請求人
 - ご契約者の財産の保護などのために、契約関係者などに関する情報を含めた契約情報や
ご契約者の行った請求内容などを開示すべき相当な関係があると当社が認めた方
(ご契約者と内縁関係にある方、ご契約者と同居している方、ご契約者の財産管理を行って
いる方)

ご契約者の戸籍上の配偶者、直系血族および3親等内の親族の範囲



2 契約者代理制度



契約者代理制度とは、ご契約者が契約に関する手続きを行う意思表示ができない場合に、ご本人に代わって、あらかじめ指定した代理人（契約者代理人）が手続きができる制度です。

【契約者代理人による手続きができる例】※当社が認めた場合に限ります。

- 事故や病気で、こん睡状態にあり、契約に関する手続きを行う意思表示をすることが難しいとき
- 認知症になり、契約に関する手続きを行う意思表示をすることが難しいとき
- ご契約者は次の範囲内（◆）で1契約につき1人の方を、契約者代理人として指定または変更することができます。契約者代理人は、契約に関する手続き時においても、この範囲内であることを要します（ご契約者が法人の場合やご契約者が複数人である場合、契約者代理制度は利用できません。）。
- 契約者代理人を指定するときは、同じ方をご家族登録制度の「登録ご家族」として登録していただく必要があります。なお、指定代理請求人＊①を指定するときは、契約者代理人と同じ方を指定していただくことをおすすめしています。
- 契約者代理人が未成年者である場合は、ご契約者に代わって契約に関する手続きを行うことはできません。
- 契約者代理人を指定または変更するための保険料は不要です。
- ご契約者を変更する場合、あらためて契約者代理人を指定してください。
- ご利用に当たっては、ご契約者から契約者代理人に以下の内容をお知らせください。
 - ・契約内容
 - ・代理手続きができること
 - ・ご契約者が契約に関する手続きを行う意思表示ができない状態になったときは、契約者代理人から当社までご連絡いただきたいこと

（◆）

【契約者代理人として指定できる範囲】

- ご契約者の戸籍上の配偶者（※）
- ご契約者の直系血族（※）
- ご契約者の3親等内の親族（※）
- ご契約者のために手続きをすべき相当な関係があると当社が認めた方
(死亡保険金受取人、住民票でご契約者と内縁関係にある事実が確認できる方、ご契約者と同居している方、ご契約者の財産管理を行っている方)

（※）ご契約者の戸籍上の配偶者、直系血族および3親等内の親族の範囲は「1 ご家族登録制度」(54ページ)を参照ください。

【契約者代理制度において利用できる手続き】

- 契約者代理人がご契約者に代わって行うことができる手続きは、住所変更、保険金額の減額変更や解約など、ご契約者が行うことができる手続き(※1)です。
- ただし、以下の手続きを行うことはできません。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| ●ご契約者の変更(※2) | ●「登録ご家族」の変更 |
| ●保険金受取人の変更 | ●契約の復活(※3) |
| ●契約者代理人の変更 | ●指定代理請求制度において利用できる
保険金の請求など *①(※4) |

(※1) ご契約者と死亡保険金受取人または満期保険金受取人が同一人の場合、これらの保険金受取人が行うことができる手続きを含みます。例えば、死亡保険金受取人にご契約者が指定されている場合、契約者代理人が死亡保険金を請求することができます。

(※2) 被保険者を新たなご契約者とする変更の場合、契約者代理人による手続きが可能です。

(※3) ご契約者と被保険者が別の方の場合、契約者代理人による手続きが可能です。

(※4) 指定代理請求特則が付加されている場合は、指定代理請求人から請求が可能です。

！ご注意

- 契約者代理人による手続きの際、ご契約者が契約に関する手続きを行う意思表示ができないことを証明する書類や、契約者代理人の範囲内にあることを証明できる書類(戸籍抄(謄)本、住民票など)(※5))などを提出してください。
(※5) 婚姻関係、内縁関係または養子縁組の証明に、有効期限がない書類(戸籍抄(謄)本、住民票など)を使用する場合は、6ヶ月以内に発行されたものに限ります。
- ご契約者に支払うべき保険金や返戻金などは、ご契約者に代わって契約者代理人が受け取ることができます。契約者代理人が受け取った保険金や返戻金などは、契約者代理人ではなくご契約者に帰属します。
- 契約者代理人からの請求により保険金や返戻金などを支払ったときは、その後、同様の請求を受けても、当社は重複して支払いません。
- 契約者代理人本人が事故や病気などで契約に関する手続きを行うことが難しいときでも、契約者代理人の成年後見人などによる手続きはできません。
- 契約者代理人による代理が開始した後は、ご契約者による手続きはできません。
なお、ご契約者が契約に関する手続きを行う意思表示が可能となった場合には、速やかに当社までご連絡ください。
- 以下の場合などにこの特則は消滅します。この場合、速やかに当社までご連絡ください。
 - ・ご契約者を変更するとき、ご契約者が死亡したとき
 - ・契約者代理人が死亡したとき、破産したとき、契約者代理人の後見が開始したとき

*①しおり25P参照…「指定代理請求制度」

2 住所などの変更に伴う各種手続き



次の場合には、担当者か、最寄りの郵便局、かんぽ生命の支店、またはかんぽコールセンター（☎ 0120-552-950）に速やかにご連絡ください。



- ①住所・電話番号(携帯電話番号)が変わったとき



- ③保険金受取人、指定代理請求人、契約者代理人および「登録ご家族」を変更するとき



- ⑤保険料の払込方法、保険料振替口座を変更するとき



- ⑦保険証券の紛失や盗難にあったとき



- ②ご契約者を変更するとき



- ④改姓・改名をしたとき



- ⑥海外に長期間滞在するとき



- ⑧死亡保険金、満期保険金の受取人、指定代理請求人、契約者代理人および「登録ご家族」が死亡したとき

(法人契約(ご契約者が法人)の場合)



- ①社名が変わったとき



- ②従業員などの被保険者が退職したとき

以下でご案内しているマイページでも、各種手続きを受け付けています。マイページのご利用にあたっては、当社Webサイトをご確認ください。

※法人契約(ご契約者が法人)は、マイページによる各種手続きの利用対象外です。

マイページ

パソコンから

かんぽ生命 マイページ 検索

スマートフォンから

ご利用にあたってはこちら▶



- 郵便局にある「郵便物の配達」に関する「転居届」では、当社の保険契約に関する住所を変更することはできません。

約款参照…緩和型養老「第8章」、緩和型総医「第10章」、保険契約者代理特別条項・指定代理請求特別II条項「第4条」
なお、法律上、有効な遺言によっても保険金受取人を変更できます。

規約参照…ご家族登録制度規約

3 契約者貸付制度



一時的にお金がご入り用なときには、貸し付けの制度を利用できます。

(1) 貸付内容

- ご契約者は、**一時的にお金がご入り用なとき**には、解約返戻金額の一定の範囲内で貸し付けを受けることができます。
- 貸付期間は**「1年」**です。
- 貸付金に対する利息は、当社所定の**貸付利率**※①で計算します。貸付利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更となることがあります。
- なお、貸し付けを受けることができる金額は、契約内容や経過年数などにより異なります。契約後、短期間の場合は、貸し付けを受けることができない場合もあります。

(2) 貸付金の返済方法

- 「**全額返済**」や「**一部返済**」のほか、前回の貸付金と同額の貸し付けを受けて、「**貸付期間を更新**」する方法もあります。

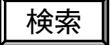
以下でご案内しているマイページでも、各種手続きを受け付けています。マイページのご利用にあたっては、当社Webサイトをご確認ください。

※法人契約(ご契約者が法人)は、マイページによる各種手続きの利用対象外です。

※契約内容や状況などによっては、ご利用いただけない場合があります。

マイページ

パソコンから

 かんぽ生命 マイページ  

スマートフォンから

 ご利用にあたってはこちら▶ 

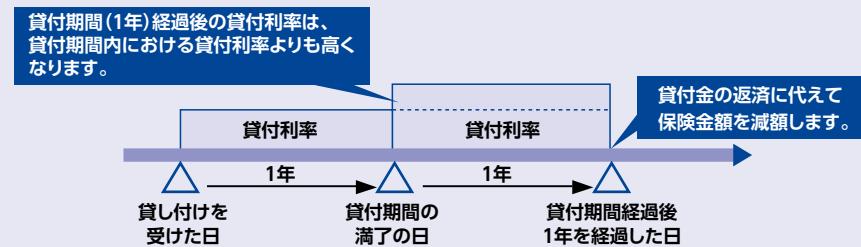
■ 約款参照……緩和型養老「第37条」、緩和型総医「第14条」

*① Web参照…貸付利率は金融情勢などにより変動することがあります。

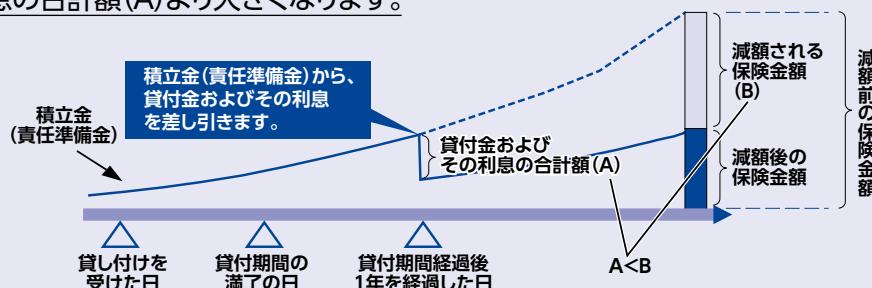
貸付利率については、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

!ご注意

- 郵便局または当社の支店で初めて貸し付けの制度を利用する場合、当社所定の貸付申込書が必要です。その際、申込書1枚につき、収入印紙(200円)が必要です。
- 貸付期間は1年ですので、1年以内にご返済ください。
- 貸付期間内(1年以内)に返済をされない場合
 - 貸付期間(1年)経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも高くなります。
 - また、貸付期間(1年)経過後、さらに1年を経過した場合は、当社は貸付金の返済に代えて保険金額を減額します。



- 貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金(責任準備金)を貸付金およびその利息の返済に充当するため、減額される保険金額(B)は、貸付金およびその利息の合計額(A)より大きくなります。



4

契約者配当金



契約者配当金は、当社の毎年の決算に基づき、対象となる契約ごとに割り当てて支払います。

- 契約者配当金は、当社の定める利率※①による利息をつけて積み立てておき、契約の保険期間が満了したとき、被保険者が死亡したとき、契約を解除したときなどに保険金または返戻金と合わせて支払います。
- 契約日から1年を経過した基本契約については、ご契約者から一定の金額以上の支払いの請求があったときに支払います。

!ご注意

- 契約者配当金額は、当社の収益などの状況によって変動し、場合によっては割り当てられないときもあります。
- 引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)には、契約者配当金はありません。

■ 約款参照……緩和型養老「第15章」、緩和型総医「第16章」

*①Web参照…利率は金融情勢などにより変動することがあります。

利率については、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

5 契約の解約と返戻金



契約を途中で解約すると、ほとんどの場合、返戻金は払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額になります。

- ご契約者は、契約(特約を含みます。以下同じ。)をいつでも解約できます。
- 契約を解約した場合、返戻金があるときはご契約者に支払いますが、返戻金はほとんどの場合、払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額となります(まったくないこともあります。)
- 特に契約後、短期間で解約した場合は、返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。

〈理由〉

- 生命保険では、払い込んだ保険料を、預貯金のように、そのまま積み立てるのではなく、その一部をご不幸にあわれた方々への保険金の支払いに、また、他の一部を保険契約の成立や維持するための必要経費などにあてています。
- 払い込んだ保険料から、それらを除いた残額を返戻金としているため、ほとんどの場合、払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額となります。

- なお、保険証券に同封した「あいさつ状」に返戻金額を例示していますので、ご参照ください。
- また、事前に返戻金額を確認する場合は、担当者か、最寄りの郵便局、かんぽ生命の支店、またはかんぽコールセンター(☎ 0120-552-950)にお問い合わせください。

【お願い】

- 契約いただいた生命保険は、お客さま本人やご家族の生活保障、資金づくりなどに役立つ大切な財産です。ぜひとも末永くご継続ください。
- ご継続を迷われた場合は、担当者か、最寄りの郵便局、かんぽ生命の支店、またはかんぽコールセンター(☎ 0120-552-950)にお気軽にご相談ください。
 - ①保険料の払い込みが難しいとき → 53ページ
 - ②一時的にお金がご入り用なとき → 59ページ
 - ③保障内容の見直しをしたいとき → 62ページ

被保険者が死亡した場合の特約の返戻金

- 被保険者が死亡した場合、特約の返戻金があるときは、これを支払います。

契約に際して

特長としくみ

保険金などの請求

保険料の払い込み

契約後の取り扱い

生命保険と税金

個人情報・制度の案内

■ 約款参照…緩和型養老「第31・33条」、緩和型総医「第32・34条」

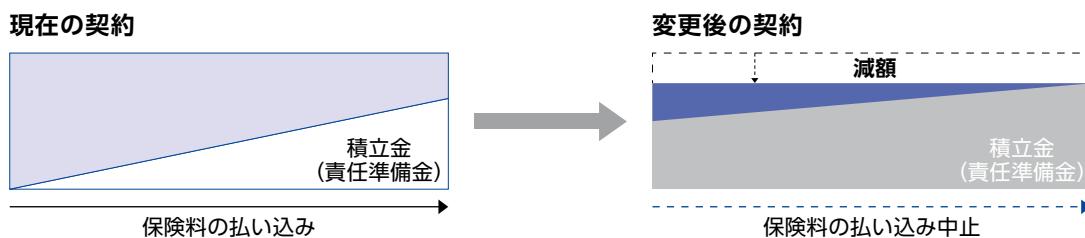
6 | 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

契約後に保障内容を見直したい場合には、次の方法があります。

(1) 保険料払済契約への変更

現在の契約の保険期間は変えずに、保険料の払い込みを中止することができます。

〈例〉保険料払済契約への変更のイメージ

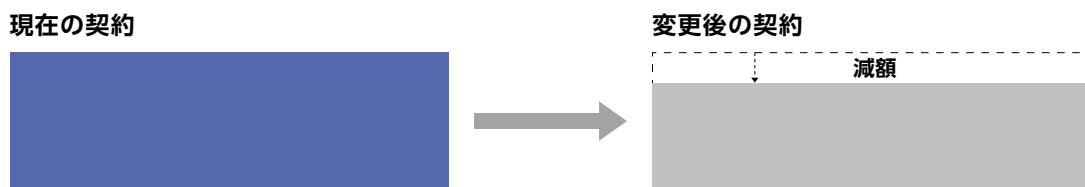


しくみ	保険料の払い込みを中止する方法です。 保険金額は、変更時の解約返戻金に基づき、減額されます。
現在の契約	現在の契約は、保険金額が減額された状態で継続します。
保険料	契約変更後の保険料の払い込みはありません。

(2) 保険金額の減額変更

現在の契約の保険期間は変えずに、基本契約の保険金額または特約の保険金額を減額することができます。この場合、保険料額は減額されます。

〈例〉保険金額の減額変更のイメージ



しくみ	基本契約の保険金額または特約の保険金額を減らすことにより、ご希望の保険金額に設定することができます。
現在の契約	現在の契約は、保険金額が減額された状態で継続します。
保険料	減額後の保険料を払い込む必要があります。 保険料率などの変更はありません。

■ しおり参照…「保険料の払い込みが難しい場合」(53ページ)や「現在の契約の解約・減額などを前提に新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ」(18ページ)もご参照ください。

*① 約款参照…緩和型養老「第28条」、緩和型総医「第27条」「別表2」

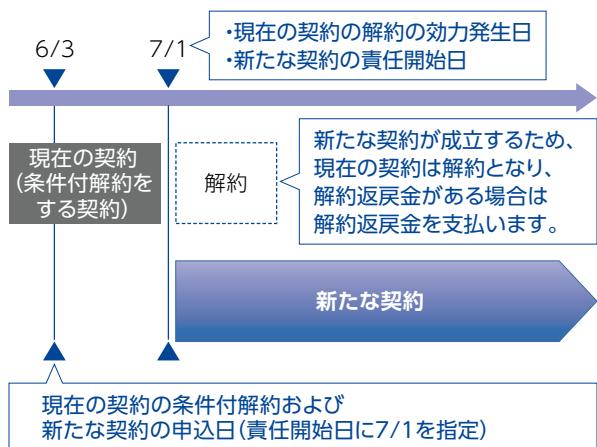
*② 約款参照…緩和型養老「第27条」、緩和型総医「第27・28条」「別表2」

(3) 条件付解約・契約変更

現在の契約と新たな契約が途切れることなく、契約内容の見直しをすることができます。

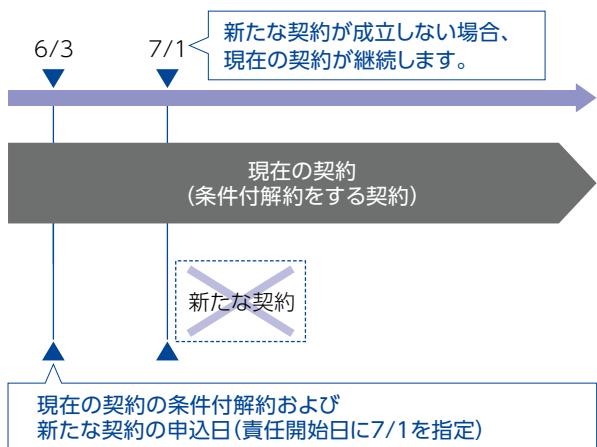
〈例〉条件付解約のイメージ

①新たな契約が成立する場合



※新たな契約が成立した後、解約または契約変更した現在の契約を復元することはできません。

②新たな契約が成立しない場合



※新たな契約が成立しない場合は、現在の契約の解約または契約変更の効力は発生せず、現在の契約の保障が継続します。

しくみ 新たな契約の成立を条件として、現在の契約を解約または契約変更する方法です。 現在の契約に返戻金がある場合、返戻金を支払います。 契約変更には、次の2種類があります。 • 保険金額の減額変更 • 保険料払済契約への変更
現在の契約 新たな契約が成立した場合、現在の契約は消滅し、保障はなくなります(条件付契約変更の場合は、変更の効力が発生します。)。 なお、新たな契約が成立しなかった場合、現在の契約はそのまま継続します。
保険料 新たな契約の契約日における保険料率、被保険者の年齢・性別などにより再計算した新たな契約の保険料を払い込む必要があります(条件付減額変更の場合、現在の契約の保険料の一部を引き続き払い込む必要があります。)。



- 利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約の種類や内容によっては取り扱いできない場合があります。
- 保険料払済契約に変更した場合において、変更後の特約基準保険金額が当社の定めた最低保険金額に満たないときは、特約の保障がなくなります。
- 基本契約の保険金額の減額変更をした場合において、特約の保険金額が減額されることがあります。

7 ご契約者をはじめとした関係者の保護

保険金などの受取権の譲渡禁止



保険金などの受取権について、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできますか？

A

ご契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取る権利を、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできません。当社では、**生活保障のための契約について契約関係者の権利の保護を図るために、普通保険約款・特約条項で「譲渡禁止」※①を規定しています。**契約の成立後に交付する「保険証券」に「譲渡禁止」の表示があります。

被保険者による契約の解除請求権



他人を被保険者とする契約（ご契約者≠被保険者）の場合、被保険者は契約に一度同意をしてしまうと、その後、事情が変わっても、その同意を撤回し、契約を解除（解約）することはできませんか？

A

被保険者が、当社に対して、直接契約の解除（解約）の請求を行うことはできませんが、被保険者からご契約者に対して、**保険法**※②に基づき、以下の場合、契約の解除（解約）を求めることができます。

- ①ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が契約の申し込みの同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更したとき
例えれば、・夫婦であったご契約者と被保険者が離婚したとき
・企業がご契約者の場合、被保険者である従業員が退社したとき
- ②ご契約者または保険金受取人が当社に保険金の支払いを行わせることを目的として保険金などの支払事由を発生させた、または発生させようとしたとき
- ③保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った（行おうとした）とき
- ④上記②③のほか、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

この場合、被保険者からご契約者に対して申し出をし、当事者間で解決の上、ご契約者から契約の解約の請求をしてください。

保険金受取人による契約の継続（介入権）



ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者が契約を解約しようとするとき、**生活保障の継続のために、保険金受取人が契約（保障）を継続させる方法はありますか？**

A

ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者（解除権者といいます。）が、解約返戻金を取得するために契約を解約しようとしたとき、保険金受取人（ご契約者以外の方で、ご契約者または被保険者の親族か、被保険者本人に限ります。）は、解約の通知が当社または郵便局に到着した時から**1ヵ月以内に**、ご契約者の同意を得た上で、解約返戻金相当額を、その解除権者に対して支払い、かつ、当社または郵便局に通知することで契約の継続ができます※③。

*① 約款参照…緩和型養老「第40条」、緩和型総医「第39条」

*② ……保険契約に関する一般的なルールを定めた法律で、保険契約の締結から終了までの間ににおける保険契約における関係者の権利義務などが規定されています（2010年4月1日から施行）。この法律に「被保険者による解除請求」の規定があります。

*③ 約款参照…緩和型養老「第32条」、緩和型総医「第33条」